第４表　地方税の課税標準額及び税率の一覧

税目	課税標準額等	税率
道府県税　普通税　道府県民税　個人	1　均等割 （平成25年度課税見込人員59,352千人） 2　所得割 （イ）課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額（総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額） （平成25年度課税標準見込額1,175,338億円） （ロ）申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	1　均等割　標準税率　年額1,000円 2　所得割 （イ） 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額：100分の４ （ロ）・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得の金額 100分の1.2（H25.12.31まで） 100分の２（H26.1.1から） ・課税長期譲渡所得金額　100分の２ ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合　100分の1.6 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の２に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。）に係るものである場合 6,000万円以下である場合　100分の1.6 6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の２に相当する金額との合計額 ・課税短期譲渡所得金額　100分の3.6 ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合　100分の２ ・株式等の譲渡に係る課税譲渡所得等の金額　100分の２ ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の場合 100分の1.2（H25.12.31まで） 100分の２（H26.1.1から） ・先物取引に係る課税雑所得等の金額　100分の２
道府県税　普通税　道府県民税　法人	1　均等割 （平成25年度納税義務者見込数2,946千人） 2　法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額 利子等に係る分離課税分（利子割） （平成25年度課税標準見込額23,600億円）	法人 1　均等割 標準税率 （イ）資本金等の額が１千万円以下である法人　年額20,000円 （ロ）資本金等の額が１千万円を超え1億円以下である法人　年額50,000円 （ハ）資本金等の額が１億円を超え10億円以下である法人　年額130,000円 （ニ）資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人　年額540,000円 （ホ）資本金等の額が50億円を超える法人　年額800,000円 2　法人税割 標準税率　100分の５ 制限税率　100分の６ 一定税率　100分の５
道府県税　普通税　事業税　法人	1　２に掲げる事業以外の事業 （1）資本金１億円超の普通法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額）並びに所得 （2）資本金１億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得	法人 標準税率 1　２に掲げる法人以外の法人 （1）資本金１億円超の普通法人 付加価値割　100分の0.48 資本割　100分の0.2 所得割 年400万円以下　100分の1.5 年400万円超800万円以下　100分の2.2 年800万円超　100分の2.9 ただし、３以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得　100分の2.9 （2）資本金１億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ①　特別法人 所得割 年400万円以下　100分の2.7 年400万円超　100分の3.6 ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超　100分の4.3 ただし、３以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得　100分の3.6 ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超　100分の4.3